

農地パトロールを実施しました

農業委員会では、10月29日から11月5日にかけて遊休農地等の調査を今年も行いました。パトロールは農業委員会、農政課、農業公社の協力のもと実施しています。調査では遊休農地と遊休化の恐れがある農地を把握し、その土地の所有者等へ改善の依頼通知とともに今後農地をどのように管理するかなど回答してもらう意向調査を実施しています。高齢など何らかの理由で農地を管理できない方には、農地中間管理機構に貸し付ける、農地利用集積円滑化事業等により受け手を探してもらうなど、所有者等の意向に合わせて関係機関等と連携し利用調整を行ってまいりますので、農業委員会事務局または、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員までご相談ください。



許可申請等の提出はお早めに

農地の権利移動及び市街化調整区域の農地転用には許可が必要です。その他農業委員会総会の承認を得ないと交付できない証明もありますので注意してください。

許可申請等の日程につきましては、下記のとおりとなりますので、お早めに農業委員、農業委員会事務局までご相談してください。

■日程

①締切日 12月10日(月)
総会日 12月25日(火)

②締切日 平成31年1月10日(木)
総会日 1月25日(金)

③締切日 平成31年2月8日(金)
総会日 2月25日(月)

④締切日 平成31年3月8日(金)
総会日 3月25日(月)

※市街化区域内の農地転用届出は随時受付します

農地を相続した場合には農業委員会への届出が必要です

農業委員会では農地台帳で市内農地の所有者、耕作者等を管理しています。相続などで農地を取得した場合には、農業委員会へ届出が必要です。届出書は農業委員会事務局や市のホームページにあります。

農業者年金をご存知ですか？

農業者（農業に従事されている方）だけが加入できる農業者年金は多くのメリットがあります。

積み立て方式の確定拠出型年金で保険料の額（月額20,000円から67,000円の間で千円単位）は自分で決められます。

※保険料の額の見直しはいつでもできます（ただし、保険料の補助を受けてない場合に限る）。

税制面でも優遇措置があります。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。所得税・住民税等の節税に繋がります。お近くのJ Aまたは農業委員会事務局までご相談ください。

青色申告にしてみませんか？

市農業青色申告会はパソコンによる簿記研修会や所得税の申告前に決算書作成指導会を開催するなど、市内農業者の適切な申告を推進することで節税の促し農業経営の健全化を支援しています。

青色申告に取り組むと制度上のメリットがあり、収入保険制度への加入が可能となります。経営状況を客観的につかむことができ、資金調達・資金繰りにも有利です。

